

第8回 地方法人課税のあり方等に関する検討会
議事次第

〔平成25年 5月30日(木)
10:00～12:00
合同庁舎2号館7階 省議室〕

1 開会

2 議事

「地方法人課税、地方法人特別税のあり方等について」の
ヒアリング

○神奈川大学経営学部

青木 宗明 教授

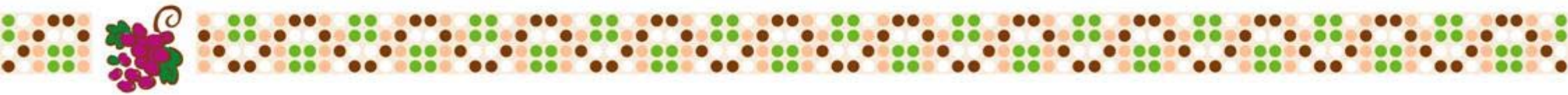
○和光大学経済経営学部

半谷 俊彦 教授

○横浜国立大学経済学部

伊集 守直 准教授

3 閉会



2013年5月30日 「地方法人課税のあり方等に関する検討会」

フランス地方財政調整における 「水平調整」導入の背景と意義

～欧州危機・国家財政難と「調整継続」の意思表示～

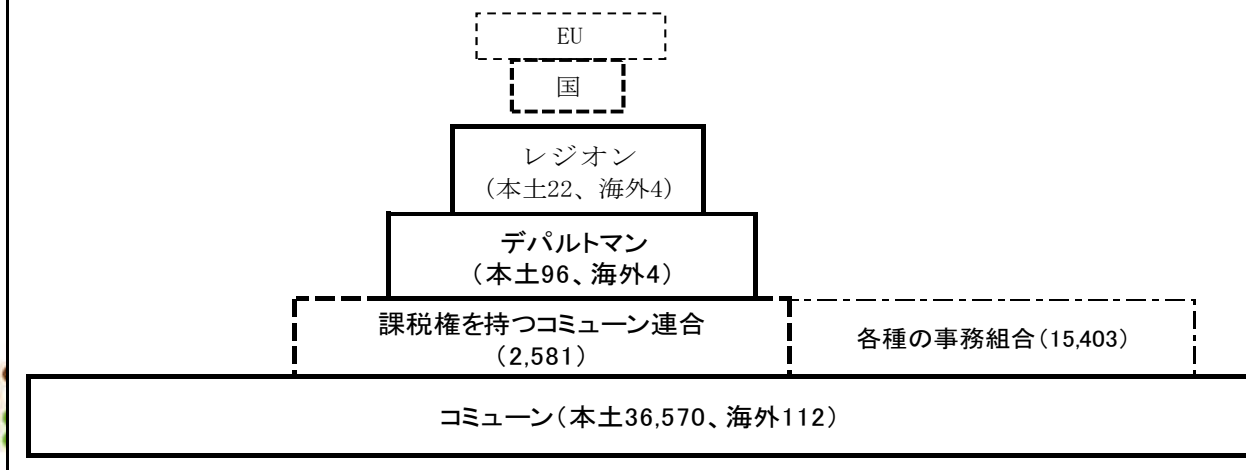
神奈川大学 経営学部 教授
青木 宗明



導入されつつある3つの全国的な「水平調整」制度

導入年	名称	略称	調整の対象
2011年～	不動産有償譲渡税(DMTO)平衡基金 Le Fonds de péréquation des droits de mutation à titre onéreux	FPDMTO	DMTO税收 デパルトマン間
2012年～	コミュン・コミュン連合財源平衡全国基金 Le Fonds national de péréquation des ressources intercommunales et communales	FPIC	コミュン・ コミュン連合間
2013年～	事業付加価値税(CVAE)平衡デパルトマン基金 事業付加価値税(CVAE)平衡レジオン基金 Les fonds départementaux et régionaux de péréquation de la contribution sur la valeur ajoutée des entreprises	FDPCVAE	CVAE税收 デパルトマン間
		FRPCVAE	CVAE税收 レジオン間

フランスの行政・統治機構(自治体数は2010年、コミュン連合のみ2012年現在)



(1) FPDMTO (不動産有償譲渡税平衡デパルトマン基金)

❖ FPDMTOの総額

毎年度3.8億ユーロ (税込総額は2011年に86億ユーロ)

❖ 税込削減 (=財源拠出) デパルトマン

① 住民1人あたり税込額が全国平均の75%超

② 前2カ年と比した税込増加率が消費者物価上昇率の2倍超

❖ 交付デパルトマンと交付額

交付の基準は「財政力」とDMTO税込額

FPDMTOの交付3パートと算定式(配分ポイントは2012年度の数値)

① 住民1人あたり「財政力」

$$\text{各団体交付額} = \frac{\text{当該団体1人あたり「財政力」}}{\text{全国1人あたり「財政力」}} \times \text{配分ポイント}(1,643,177.843628210\text{ユーロ})$$

② 住民1人あたり「財政力」に人口を乗じた数値

$$\text{各団体交付額} = \frac{\text{当該団体1人あたり「財政力」}}{\text{全国1人あたり「財政力」}} \times \text{当該団体人口} \times \text{配分ポイント}(3.122695971002\text{ユーロ})$$

③ 住民1人あたりDMTO額

$$\text{各団体交付額} = \frac{\text{当該団体1人あたり税込額}}{\text{全国1人あたり税込額}} \times \text{配分ポイント}(1,094,525.76330359\text{ユーロ})$$





(2) FPIC (コミューン・コミューン連合財源平衡全国基金)

❖ FPICの総額

コミューン・コミューン連合の税収総額の2%相当額 (2016年~)
(約10億ユーロ程度とされている)

❖ 税収削減 (=財源拠出) 連合・コミューン

住民1人あたり「統合財政力 (potentiel financier agrégé : PFIA)」が
全国平均の90% 超 (人口の多い自治体ほど人口が割増される)

❖ 交付連合・交付コミューンと交付額

交付の基準は「財源と財政需要を表す総合指数」

総合指数の算定式

$$\text{総合指数} = 60\% \times \frac{\text{1人あたり課税所得の全国平均}}{\text{当該団体の1人あたり課税所得}} + 20\% \times \frac{\text{1人あたりPFIAの全国平均}}{\text{当該団体の1人あたりPFIA}} + 20\% \times \frac{\text{当該団体の課税努力}}{\text{課税努力の全国平均}}$$



(3) FDPCVAE (事業付加価値税 (CVAE) 平衡デパルトマン基金) ・
FRPCVAE (事業付加価値税 (CVAE) 平衡レジオン基金)

❖ FPCVAEの総額

2013年の財政法案：レジオンは5千万、デパルトマンは2.6千万ユーロ

❖ 税収削減 (=財源拠出) デパルトマン・レジオン

住民1人あたり「財政力」が全国平均超

ただし2011年以降の税収増加率が低い自治体は削減されない

❖ 交付デパルトマン・レジオン

交付の基準は「財政力」

FPCVAE交付額の算定要素

レ ジ オ ン	1/2	住民1人あたり「財政力」が 全レジオン平均よりどの程度低いかの比率
	1/6	人口
	1/6	公立・私立高校の生徒数、職業実習生の数
	1/6	面積
デ パ ル ト マ ン	1/2	住民1人あたり「財政力」が 全デパルトマン平均よりどの程度低いかの比率
	1/6	人口
	1/6	「職業活動連帯所得」受給者数、75歳以上人口
	1/6	デパルトマン道の延長





本日の論点と結論

- ❖ (1) なぜ「水平調整」が導入されたのか？
 - リーマンショック・欧州危機に端を発した
国の財政難の深刻化
- ❖ (2) 「水平調整」の実態は何か？
 - フランス独特の状況の上に成立する特殊な
制度
 - 「垂直調整による格差是正」と「水平調
整」とに大きな違いはない



(1) なぜ「水平調整」が導入されたのか

❖ 一見すると地方法人課税（職業税＝TP）改革？ それは 見当違い

TP改革後の事業課税

～地方経済税(CET)、設備網を有する企業への概算課税(IFER)～

1、地方経済税(CET)

(la contribution économique territoriale)

各事業の負担するCET納税額(CFE+CVAE)は、各事業の付加価値額の3%が上限

(1) 事業不動産税 la cotisation foncière des entreprises (CFE)

課税団体	コミューンとその連合
課税標準	事業用不動産の賃貸価格の70%
税率	各コミューン・連合が定める

(2) 事業付加価値税 la cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises(CVAE)

課税団体	デパルトマン(税収の48.5%) コミューンと連合(税収の26.5%) レジオン(税収の25%)
納税義務者	売上高15万2,500ユーロ以上の事業者 ただし売上高50万ユーロ未満の事業者は全額減税
課税標準	付加価値 ただし売上高の一定割合で上限 売上高 760万ユーロ未満 売上高の80% 売上高 760万ユーロ以上 売上高の85%
税率	全国一律 15% ただし売上高に応じて累進性 売上高 50万-300万€ 税率0.5% 売上高 300万-1000万€ 税率0.5-1.4% 売上高 1000万-5000万€ 税率1.4-1.5% 売上高 5000万€以上 税率1.5%

2、設備網(物理的ネットワーク)を有する企業への概算課税(IFER)

(l'imposition forfaitaire sur les entreprises de réseaux)

課税団体	コミューンと連合、デパルトマン、レジオン 設備の種類別に税収の帰属・帰属割合が異なる
課税客体	風力発電施設、太陽光発電施設、発電所、変電施設、 中継アンテナ、電話交換施設、鉄道施設
税率	設備の種別に概算税率を設定

❖ 財界が四半世紀にわたって批判。課税ベースに問題あり・・・給与、償却資産・・・

❖ 歴代大統領はいつも批判に「相づち」と同調。

❖ ところが最終的な改革は、批判していた課税ベースがすべて含まれる付加価値(償却資産はCFEに含まれないが)

❖ 負担額が下がればそれで満足らしい(80億ユーロ程度の負担減)





- ❖ TP改革＋付随の改革と財源補償

- ❖ フランス憲法72条2

国の政策による地方負担増・収入減は100%国が補償
地方自主財源比率の維持（＝補償の手段は税源移譲）

- ❖ TP改革による地方減収への補償

DMTO、TASCA（自動車保険契約税）→デパルトマンへ

TASCOM（小売店舗面積税）→コミューン・連合へ

- ❖ 税源移譲後の調整

職業税改革補償交付金（DCRTP）

個別自治体歳入補償全国基金（FNGIR）← 水平調整

- ❖ 地方3税の「専有化」

住居税、未建築地税→コミューン・連合のみへ

既建築値税→コミューン・デパルトマンのみへ（レジオン廃止）





「水平調整」導入の本当の理由

- ① リーマン・ショック、欧州財政危機がフランスの国家財政赤字を累増させ、財政難を劇的に深刻化
- ② 従来慣行である地方への財源移転を客観指標（経済成長率、物価上昇率）で増加させることが困難に
- ③ 地方財政調整、特に自治体間の格差是正は、個々の自治体の財源「補償」を目的とする国の交付金の中で、交付金の総額を増加させることで毎年漸進的に強化されてきた
- ④ 財源移転の増加が止まった以上、格差是正の強化を続けるのは困難
- ⑤ しかし憲法72条2には、地方財政調整の強化が明記されている。政府として強化努力を続けねばならない
- ⑥ 財源「補償」交付金（垂直調整）の中で格差是正を強めるという従来のやり方を放棄し、「水平調整」を導入するしか、強化努力を示せない

フランスの政治・行政の慣習は「垂直調整の中での格差是正」であり、「水平調整」は念頭になかった



地方に対する国の財源移転の総額減少

(財源移転の内訳とそれぞれの増減率) (単位=100万ユーロ)

名称	略称	2011年 財政法	2012年 財政法	増加率	2012年 構成比
国から地方への移転総額(「直入」含む)(1)+(2)		73,648	73,447	-0.3%	100%

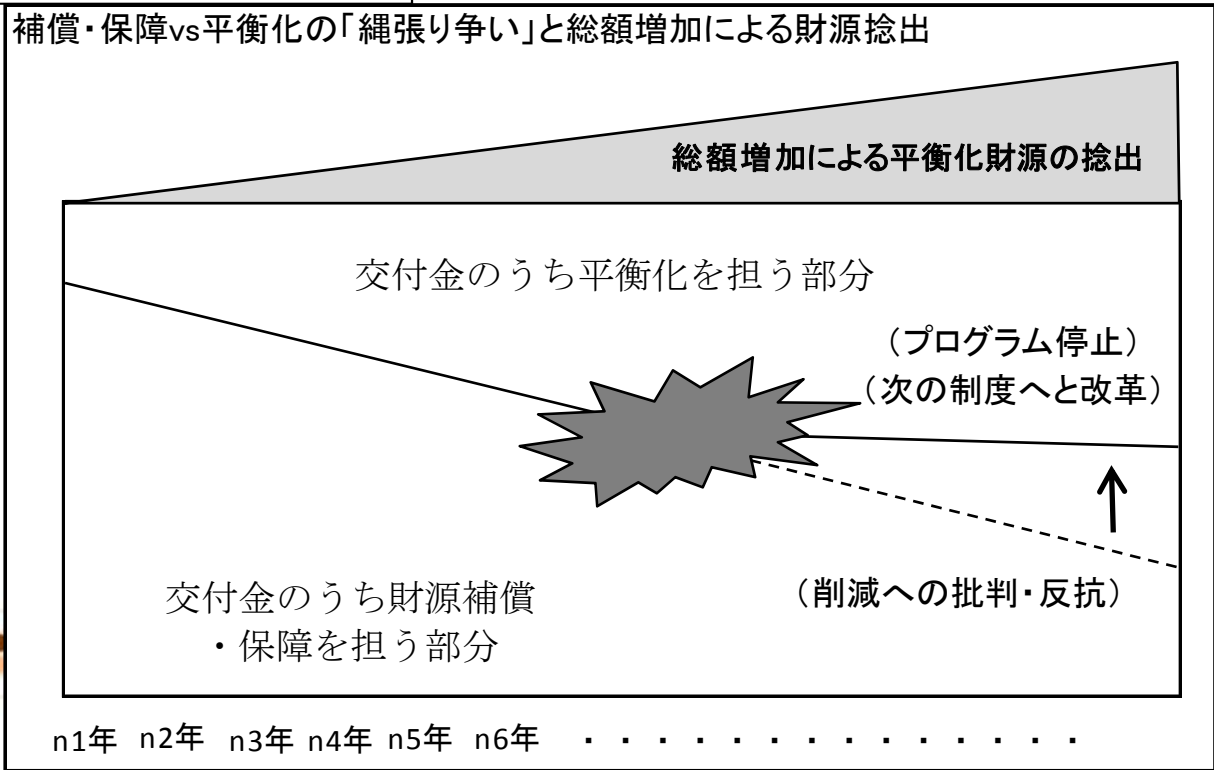
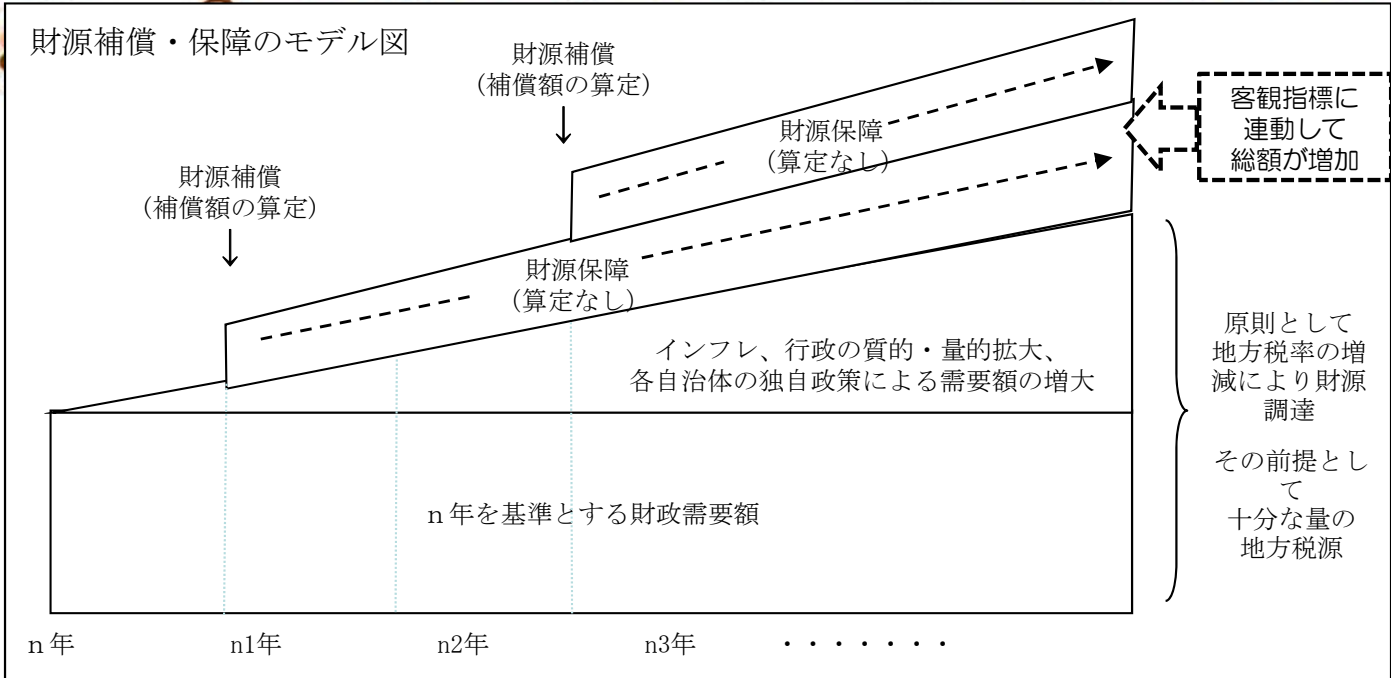
(1)「安定協定」の枠内の交付金

国 税 収 入 か ら 地 方 へ 「 直 入 」	経常総合交付金	DGF	41,380	41,390	0.0%	56.35%
	教員住宅特別交付金	DSI	26	24	-6.4%	0.03%
	地方議員交付金	DPEL	65	65	0.0%	0.09%
	コルシカ島石油製品内国消費税還付	—	40	41	2.0%	0.06%
	社会統合デパルトマン動員基金	FMDI	500	500	0.0%	0.68%
	中学校整備デパルトマン交付金	DDEC	326	326	0.0%	0.44%
	教育施設整備デパルトマン交付金	DDES	661	661	0.0%	0.90%
	被災自治体連帯基金	—	0	0	0.0%	0.00%
	教育施設建築・整備総合交付金	DGCES	3	3	0.0%	0.00%
	職業税・鉱山税課税ベース 損失補償交付金	—	35	59	68.9%	0.08%
	地方税減税補償	—	1,843	1,847	0.2%	2.51%
	職業税個別補償総合交付金	DUCSTP	527	447	-15.2%	0.61%
	地方直接税免税補償代替交付金	DTCE	947	875	-7.6%	1.19%
	「国税収入から直入」の合計		46,357	46,239	-0.25%	62.96%
国 の 予 算 か ら 交 付	農村自治体公共事業交付金	DETR	616	616	-0.1%	0.84%
	デパルトマン公共事業総合交付金	DDGE	224	224	0.2%	0.30%
	地方分権一般交付金	DGD	1,513	1,525	0.8%	2.08%
	農村部発展交付金	DDR	50	50	0.0%	0.07%
	パスポート・IDカード交付金	—	19	19	-0.7%	0.03%
	軍事基地流出自治体支援基金	—	10	0	-100.0%	0.00%
	海外自治体交付金	—	109	152	39.5%	0.21%
	各種補助金	—	4	4	0.0%	0.01%
	職業訓練分権一般交付金	—	1,702	1,703	0.0%	2.32%
	「安定協定」枠内の交付金合計		50,601	50,531	-0.1%	68.80%

(2)「安定協定」の枠外の交付金

「 直 入 」	職業税改革補償交付金	DCRTP	2530	3368	33.1%	4.59%
	コミューン連合税収補償交付金	—	—	40	—	0.05%
	法定減税補償	—	11128	10285	-7.6%	14.00%
	交通罰則金交付金	—	657	662	0.7%	0.90%
国 の 予 算	付加価値税補償基金	FCTVA	6040	5507	-8.8%	7.50%
	デパルトマン職業税平衡交付金 交付保障交付金	—	419	425	1.6%	0.58%
	各省庁の補助金(経常・資本)	—	2136	1946	-8.9%	2.65%
	地域事業に対する補助金	—	138	128	-7.2%	0.17%
	レジオンに対する職業実習整備・ 近代化財源の配分	—	—	555	—	0.76%
「安定協定」枠外の交付金合計			23048	22916	-0.6%	31.20%







フランスの思想は「垂直調整の中での格差是正」であり、
「水平調整」は大変に困難なこと・・・

- ❖ 地方の首長・議会議長は「水平調整」を望まない、さらには拒否感を抱く。

財政調整が必要なら自治体間で「取った、取られた」になる水平ではなく、国からの交付金でやってくれというのが本音。

- ❖ フランスにおける地方議員の地位と影響力は絶大に大きい
- ❖ コミューンの数が多すぎて把握と比較が不可能であり、「取った・取られた調整」を構想すらできない
- ❖ 地方税の課税標準（不動産）の評価が、評価替えが40年以上されていない上に、自治体間で不均質なため、「取った・取られた調整」に耐えない





(2) 「水平調整」の実態は何か？

- ❖ フランス「水平調整」は、国家財政難のせいで導入された「多少の制度改革」。画期的な改革では決してない。
- ❖ フランスの特別な状況で成立する特殊な制度。
- ❖ (普遍的な事実) 「水平調整」は小規模にとどまり、財政調整のメインにはなりえない。
- ❖ (フランスの特別状況) 「垂直調整の中の格差是正」と「水平調整」は自治体の現場では同等の意味。両者の垣根はきわめて曖昧。
 - ① 地方税は国が徴収。自治体の議決した税収の1/12を毎月交付。国の交付金も同様に交付。
 - ② 国の交付金は、85.5% (2012年) が国税収入から地方へ「直入」。地方全体の共有税といってよいか。いずれにせよ地方税との区別は曖昧。



ドイツの連邦財政調整制度について

和光大学 半谷俊彦

ドイツの連邦財政調整制度について

1. 財政調整の現行制度
2. 財政調整制度の形成過程
3. 財政調整制度の特徴

1-1 税収内訳

	税収 (百万Euro)	構成比
共同税	403,567	70.4%
連邦税	99,134	17.3%
州税	13,095	2.3%
市町村税	52,984	9.2%
関税	4,571	0.8%

	税収 (百万Euro)	構成比
連邦	247,984	43.3%
州	224,291	39.1%
市町村	76,633	13.4%

2011年度決算。”Statistisches Jahrbuch Deutschland 2012”, Statistisches Bundesamt, S.296 und S.256 より作成。

1-2 主な税目

	税込	構成比
租税収入	573,351	100.0%
共同税	403,567	70.4%
売上税	190,033	33.1%
所得税	189,881	33.1%
法人税	8,020	1.4%
連邦税	99,134	17.3%
エネルギー税	40,036	7.0%
たばこ税	14,414	2.5%
連帯付加税	12,781	2.2%
保険税	10,754	1.9%
自動車税	8,422	1.5%

	税込	構成比
電気税	7,247	1.3%
ブランデー税	2,149	0.4%
コーヒー税	1,028	0.2%
州税	13,095	2.3%
不動産取得税	6,366	1.1%
相続税	4,246	0.7%
宝くじ税	1,420	0.2%
市町村税	52,984	9.2%
営業税	40,424	7.1%
不動産税	11,674	2.0%
関税	4,571	0.8%

税込の単位: 百万Euro。2011年度決算。”Statistisches Jahrbuch Deutschland 2012”, Statistisches Bundesamt, S.296 und S.269 より作成。

1-3 課税権限配分

	立法権	執行権	税収権
共同税	連邦	州	連邦・州・市町村
連邦税	連邦	州	連邦
州税	連邦	州	州
市町村税	連邦 (一部:州・市町村※)	市町村	市町村

※日本の法定税に相当する不動産税と営業税については税率決定権のみ市町村が持つ。
法定外税に相当する地域的消費・支出税については州に全ての立法権があり、多くの州ではその一部を市町村に委譲している。

1-4 共同税収配分比率

	連邦	州	市町村
所得税 (給与源泉徴収・申告納税)	42.5%	42.5%	15%
所得税 (資産所得源泉徴収)	44%	44%	12%
法人税	50%	50%	なし
売上税	必要に応じて変更(下は2012年予算)		
	53.8%	44.2%	2.0%
営業税	標準税額の 14.5%	標準税額の 49.5%	残余の全て

※ 営業税の税額：税額＝標準税額×賦課率。標準税額＝営業収益×基準税率。基準税率は法人で5%(比例課税)、個人で1%～5%(累進課税)。賦課率の全国平均は390%(2011年度)。州への納付分は、旧東独地域では49.5%に代えて20.5%。

1-5 連邦財政調整制度

	垂直的 財政調整機能	水平的 財政調整機能
第1段階 売上税収の垂直配分調整 (連邦と州の配分比率調整)	○	×
第2段階 売上税収の州間配分調整 (75%人口比例配分、25%優先配分)	×	○
第3段階 州間財政調整 (狭義の水平的財政調整)	×	○
第4段階 連邦補充交付金 (一般補充交付金、特別補充交付金)	○	○

1-6 売上税収の配分 (第1段階・第2段階)

- 売上税収の垂直的配分調整
 - 連邦と州の配分比率を調整
 - 経済状況の変化により、連邦の収支状況と、州の収支状況の関係に変化が生じたとき
 - 連邦法の制定または改定により州の支出責任が増減したとき
- 売上税収の州間配分調整
 - 売上税収の25%を、売上税収以外の一人当たり税収が全州平均を下回る州へ優先配分(全州平均を下回る額の一定割合を配分)
 - 売上税収の75%を人口比例配分

1-7 州間財政調整(第3段階)

- 課税力測定値
 - － 州税収＋市町村税収の64%
- 調整額測定値
 - － 全州課税力測定値×(当該州補正人口÷全州補正人口)
- 補正人口
 - － 州補正人口＋州内市町村補正人口
 - － 人口過密都市、大規模都市、過疎地域は人口を割り増し
- 交付金拠出州
 - － 課税力測定値＞調整額測定値
 - － 課税力測定値が調整額測定値を上回る額の一定割合を拠出
- 交付金受領州
 - － 課税力測定値＜調整額測定値
 - － 課税力測定値が調整額測定値を下回る額の一定割合を受領

1-8 連邦補充交付金 (第4段階)

- 一般補充交付金
 - 州間財政調整をしても、なお調整額測定値の99.5%に満たない州へ、その差額の77.5%を交付
- 特別補充交付金
 - 個別法による時限立法
 - 特定の州へ定額を交付

1-9 調整制度の規模

	総額 (百万Euro)	最大受領額 (百万Euro)
売上税収州分の25%	8,985	
州間財政調整	±6,985	2,884
一般連邦補充交付金	2,607	907
特別需要連邦補充交付金	10,260	2,625
旧東独州に対する交付金	8,743	2,280
失業手当および社会給付に対する交付金	1,000	319
相対的に高い行政費用に対する交付金	517	26

※ 2010年度決算。Bundesministerium der Finanzen, “Finanzbericht 2012”, 12. Aug. 2011より作成。

1-10 州間財政調整の拠出・受領額(単位:百万Euro。－は拠出、＋は受領)

		2007	2008	2009	2010	2011
西	バイエルン	-2,311	-2,923	-3,354	-3,511	-3,663
西	バーデン・ビュルテンベルク	-2,316	-2,499	-1,488	-1,709	-1,779
西	ヘッセン	-2,885	-2,470	-1,902	-1,752	-1,804
西	ハンブルク	-368	-371	-45	-66	-62
西	ノルライン・ヴェストファーレン	-38	+54	-59	+354	+224
西	ニーダーザクセン	+318	+317	+110	+259	+204
西	ラインラント・プファルツ	+343	+374	+293	+259	+234
西	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	+136	+177	+169	+101	+115
西	ザールラント	+125	+116	+93	+89	+120
西	ブレーメン	+471	+505	+433	+445	+516
－	ベルリン	+2,900	+3,140	+2,877	+2,900	+3,043
東	ザクセン	+1,165	+1,158	+910	+854	+918
東	ザクセン・アンハルト	+627	+627	+514	+497	+540
東	チューリンゲン	+644	+637	+497	+472	+527
東	ブランデンブルク	+675	+621	+501	+401	+440
東	メックレンブルク・フォアポームルン	+513	+538	+450	+399	+429

1-11 連邦補充交付金の交付額

		一般補充 交付金	特別補充交付金		
			行政費用	社会給付	旧東独
西	ニーダーザクセン	127			
西	ノルライン・ヴェストファーレン	119			
西	ラインラント・プファルツ	144	46		
西	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	51	53		
西	ザールラント	46	63		
西	ブレーメン	146	60		
—	ベルリン	912	43		1,663
東	ザクセン	350	26	319	2,280
東	ザクセン・アンハルト	202	53	187	1,376
東	チューリンゲン	192	56	176	1,251
東	ブランデンブルク	176	55	190	1,253
東	メックレンブルク・フォアポームルン	157	61	128	921

※ 単位：百万Euro。Bundes ministerium der Finanzen, “Finanzbericht 2013”, S.158より。

1-12 市町村の財政

- 財政調整

- 市町村の財政調整は州が州法に基づいて行う
- 課税力測定値が調整額測定値を上回る市町村には拠出を求める
- 特定の州税の一定割合と上記拠出金を財源とする。
- 課税力測定値が調整額測定値を下回る市町村に、下回る額の一定割合に相当する交付金を交付する。

- 共同税への参画

- 1970年より、営業税の一部を連邦と州に納付し、代わりに共同税から所得税の一部を受領している。
- 所得税は、ほぼ所得税の納税義務者数に応じて、市町村間に分配される。

ドイツの連邦財政調整制度について

1. 財政調整の現行制度
2. 財政調整制度の形成過程
3. 財政調整制度の特徴

2-1 1949年憲法制定過程

- 占領軍vs.州政府
 - － 州政府: 中央集権国家を指向
 - － 占領軍: 中央集権的財政制度に拒否権行使
 - － 財政強力州: やや占領軍よりの立場
- 妥協点
 - － 連邦へ間接税、州へ直接税を配分(分離方式)
 - － 連邦へ所得税・法人税への一部請求権
 - － 最終的税源配分と財政調整は1953年末まで持越し(のちに1955年末まで延長)

2-2 1949年憲法下の財政制度

税源配分	連邦税：売上税 州税：所得税、法人税 連邦の所得税および法人税への一部請求権による単年度調整
財政調整	1953年末まで持ち越し（のちに1955年末まで延長） 単年度法に基づく財政調整基金による州間財政調整

2-3 1955年憲法改正過程

- 連邦vs. 州
 - 州政府:【州に直接税＋州間財政調整】の維持
 - 連邦財務省:【連邦に税源＋連邦による財政調整】に移行
- 連邦による財政弱体州への歩み寄り
 - 【連邦への税源移譲と連邦による強力な財政調整】を提案
- 妥協点
 - 連邦の所得税および法人税への一部請求権の恒久化(現状追認)
 - 州間財政調整制度の恒久化(現状追認)

2-4 1955年改正憲法下の財政制度

税源配分	共同税：所得税、法人税 連邦税：売上 所得税、法人税の必要に応じた配分比率変更
財政調整	制度的な州間財政調整 連邦補充交付金（特別補充交付金）

2-5 1969年憲法改正過程

- 経済成長の安定化
 - 経済の奇跡: 1940年代末～1973年オイルショック
 - 経済成長低迷: 1966年～1967年
- 連邦と州の財政関係維持
 - 所得税と法人税は景気や経済成長に依存するので、折半とすることで連邦と州の収支が同様に推移することを期待する
- 租税論上の要請
 - 売上税は移動性が高いので調整的配分に適す

2-6 1969年改正憲法下の財政制度

税源配分	共同税：所得税、法人税、売上税 売上税の垂直的配分調整（必要に応じた配分比率の変更）
財政調整	売上税の州間配分調整（人口比例配分と優先配分） 州間財政調整（狭義の水平的財政調整） 連邦補充交付金（当初は特別交付金のみ、後に一般交付金も）

2-7 近年の動向

- 経済安定化法(1967年)
 - 連邦および州には投資額を上限として起債が認められる。
 - 例外として、景気安定化を目的とする場合には、連邦が起債すること、連邦法で州の起債を制限することが認められた。
- 連帯協定II(2005年)
 - 2005年から2019年までの東独への連邦補充交付金を規定。
- 連邦制改革II(2009年)
 - 連邦と州は、均衡予算を原則とし、起債をしてはならない。
 - 自然災害や国の存亡にかかわる政治的緊急時を例外とする。
 - 連邦は、名目国内総生産の0.35%までは起債によって歳入を賄っても良い。
 - 連邦には2015年末まで、州には2019年末まで逸脱を認める。
- 財政調整制度の見直し(2020年)
 - 2020年以降の財政調整について議論が進められている。

ドイツの連邦財政調整制度について

1. 財政調整の現行制度
2. 財政調整制度の形成過程
3. 財政調整制度の特徴

3-1 州の地位

- 国家権能

- 「国家の権能の行使および国家の任務の遂行は、この基本法が別段の定めをせず、また許していない限度において、州の任務である」(30条)
- 「州は、この基本法が連邦に立法の権限を付与していない範囲において、立法権を有する」(70条)
- 「州は、この基本法が特別の定めをなし、または許していない限度において、その固有の事務として、連邦法を執行する」(83条)

- 執行連邦制

- 立法は連邦、行政は州

3-2 連邦参議院

- 同意機関
 - 州の利害に関わる事項については、連邦参議院の同意が必要とされる
 - 憲法の改正には、連邦議会と連邦参議院のそれぞれ3分の2の賛成が必要とされる
- 連邦参議院の仕組み
 - 州政府が票を有する(3票～6票)
 - 州は議院内閣制
 - 州議会議員は連邦議会議員と同じ政党から輩出

3-3 連邦憲法裁判所

- 度重なる提訴
- 1991年：改正命令
 - 調整の行き過ぎを指摘
 - 2003年までに「基準法」を制定
 - 2005年までに基準法に基づく改正
- 2013年：拠出州による提訴
 - 高すぎる受領州の行政サービス水準
 - 受領州の債務残高据え置き、拠出州の債務残高増大

3-4 強い経済圏への要請

- 関連性の原則
 - 連邦の執行事務は連邦が、州の執行事務は州が、それぞれ支出責任を負う
- 生活関係の統一
 - 生活の水準と質の平準化
- ドイツ再統一の完成
 - 旧東ドイツ地域の経済復興支援

添付資料：ドイツ連邦財政調整法の概要 (2012.7.29 改定版)

和光大学 半谷俊彦

1. 売上税収の連邦と州の間の配分

(1) 売上税収の以下の割合に相当する金額が連邦に割り当てられる。

2007年	3.89%
2008年	4.42%
2009年以降	4.45%

(2) (1)の残額の以下の割合に相当する金額（2006年までは(1)がないので、売上税収の以下の割合に相当する金額）が、公的年金保険に対する連邦補助金の原資として、連邦に割り当てられる。

1998年	3.64%
1996年～2006年	5.63%
2007年	5.15%
2008年以降	5.05%

(3) (2)の残額の2.2%に相当する金額が、市町村税である営業資本税廃止の補償分として、市町村に割り当てられる。

(4) (3)の残額の50.5%に相当する金額が連邦に、49.5%に相当する金額が州に割り当てられる（州の負担となる家族給付の連邦による財源補償分を含む。この配分比率は1998年のもの）。

(5) (4)に定める配分比率は、毎年見直される。

	連邦分	州分	理由
2000年	-0.25%point	+0.25%point	児童手当の引き上げ（2000.1.1 実施分）
2000年	-0.25%point	+0.25%point	家族給付補償分の見直し
2002年	-0.65%point	+0.65%point	家族支援の引き上げ（2001.8.16 実施分）
2002年	-0.65%point	+0.65%point	家族給付補償分の見直し
2007年	+0.08%point	-0.08%point	売上税率の引き上げ（2007.1.1 実施分）
2008年	+0.1%point	-0.1%point	同上

(6) 州分から以下の金額が減算され、同額が連邦分に加算される。

2005年～2006年	2,322,712,000 Euro
2007年～2008年	2,262,712,000 Euro
2009年	1,727,712,000 Euro
2010年	1,372,712,000 Euro
2011年	1,912,712,000 Euro
2012年	1,007,212,000 Euro
2013年	966,212,000 Euro
2014年以降	980,712,000 Euro

(7) 児童手当引き上げ（2009.1.1 実施分）の財源補償分として(6)に定める金額に以下の変更を加える。

2009年	-794,000,000 Euro
2010年	-281,000,000 Euro
2011年	+152,000,000 Euro

(8) (4)に含まれる家族給付の財源補償分を調整するため、州の増額分に以下の変更を加える。

2009年	+794,000,000 Euro
2010年	+281,000,000 Euro
2011年	-152,000,000 Euro

(9) 旧東独州に対する援助の財源として、以下の金額を州分から減算し、連邦分へ加算する。

2011年	266,666,666 Euro
2012年以降	400,000,000 Euro

(10) 児童手当引き上げ（2010.1.1 実施分）の財源として(6)に定める金額に以下の変更を加える。

2010年以降	-1,326,000,000 Euro
---------	---------------------

(11) (4)に含まれる家族給付の財源補償分を調整するため、州の増額分に以下の変更を加える。

2010年以降	+1,326,000,000 Euro
---------	---------------------

2. 売上税収の州間配分

- (1) 売上税収州分の 25%は、売上税を除く税収の 1 人あたり州平均額が全州平均額を下回る全ての州へ優先的に配分される。優先的配分額は、1 人あたり州平均額が 1 人あたり全州平均額の 97%未満の場合には、1 人あたり全州平均額に当該州の住民数を乗じたものに、さらに

$$(19/20) \times X - (21/4000)$$

を乗じることによって求められる。1 人あたり州平均額が 1 人あたり全州平均額の 97%以上の場合には、上の式に代わって、

$$X \times \{(35/6) \times X + (3/5)\}$$

が乗じられる。Xは、1 から売上税を除く税収の 1 人あたり州平均額的全州平均額に対する比率を減じた数値である。優先的配分額の合計額が売上税収州分の 25%を上回る場合、各州への優先的配分額は均等に減額される。

- (2) 売上税収州分のうち優先的配分を行った残余は（売上税収州分の 75%）は、全ての州に人口比例的に配分される。

3. 州間財政調整

- (1) 州間財政調整においては、各州の「課税力測定値」と「調整額測定値」が求められ、前者が後者を上回る州が交付金を拠出し、下回る州が交付金を受領する。
- (2) 課税力測定値とは各州の課税力の見積りであるが、州の税収見積りに市町村税収見積り合計額の 64%を加算することによって求める。
- (3) 調整額測定値は各州の財政需要の大きさを相対的に示すものであるが、各州の課税力測定値を合計し、これを各州の補正人口の合計で除したものに、各州の補正人口を乗じることによって算定される。補正人口は、州の住民数に補正係数を乗じたものと、州内市町村の合計住民数に補正係数を乗じたものを合計することによって求められる。単純に州と州内市町村の住民数を合計したものではなく補正人口を用いるのは、人口過密都市、大規模都市、過疎地域について、人口を割増することによってそうした地域に生じる追加的需要を考慮するためである。州の住民数に適用される補正係数はベルリン、ブレーメン、ハンブルクの 3 都市州が 135%、それ以外の州が 100%で、州内市町村の合計住民数に適用される補正係数は、3 都市州が 135%、メクレンブルク・フォアポームルン州が 105%、ブランデンブルク州が 103%、ザクセン・アンハルト州が 102%、それ以外の州が 100%となっている。

- (4) 交付金受領州の受領額は次のように求められる。課税力測定値が調整額測定値の 80%未満である場合は

$$(3/4) \times X - 317/20000$$

を、80%以上 93%未満である場合は

$$X \times \{(5/26) \times X + (35/52)\} - (2121/260000)$$

を、93%以上である場合は

$$X \times \{(13/7) \times X + (11/25)\}$$

を調整額測定値に乗じた額が、各受領州の受領額とされる。Xは、1を課税力測定値の調整額測定値に対する比率を減じた数値である。これは、課税力測定値が調整額測定値の 80%未満である場合にはその差額の 75%を、80%以上 93%未満の場合には逓減比例的にその差額の 75%~70%を、93%以上の場合には逓減比例的にその差額の 70%~44%を受領することを意味している。

- (5) 交付金拠出州の拠出額は次のように算定される。課税力測定値が調整額測定値の 107%未満である場合は

$$X \times \{(13/7) \times X + (11/25)\}$$

を、107%以上 120%未満である場合は

$$X \times \{(5/26) \times X + (35/52)\} - (2121/260000)$$

を、120%以上である場合は

$$(3/4) \times X - 317/20000$$

を調整額測定値に乗じた額が、各拠出州の調整義務額とされる。Xは、課税力測定値の調整額測定値に対する比率から 1 を減じた数値である。但し、これに基づいて計算された拠出額が、課税力測定値が調整額測定値を超過する額の 72.5%を上回る場合、上回る部分の負担は交付金受領州も含めた全州で按分する。

4. 連邦補充交付金

- (1) 連邦から州への交付金は「連邦補充交付金」とよばれるが、一般的な財政力不足を補うための「一般連邦補充交付金」と、特別な需要を補償するための「特別需要連邦補充交付金」とに大別される。特別需要連邦補充交付金は必要に応じて個別の法律によって規定される。2005 年以降は、「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」、「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」、「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」の 3 つのみが交付されている。
- (2) 一般連邦補充交付金は、州間財政調整を行ってもなお財政力が不足する州に給付されるものである。調整額測定値の 99.5%に満たない部分の 77.5%が交付される。

(3) 「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」として 2005 年から 2019 年まで、以下の金額が交付される。

2005 年	10,532,613,000 Euro
2006 年	10,481,484,000 Euro
2007 年	10,379,225,000 Euro
2008 年	10,225,838,000 Euro
2009 年	9,510,029,000 Euro
2010 年	8,743,091,000 Euro
2011 年	8,027,283,000 Euro
2012 年	7,260,345,000 Euro
2013 年	6,544,536,000 Euro
2014 年	5,777,598,000 Euro
2015 年	5,061,790,000 Euro
2016 年	4,294,852,000 Euro
2017 年	3,579,043,000 Euro
2018 年	2,812,105,000 Euro
2019 年	2,096,397,000 Euro

上記の金額は、以下の比率で各州に配分される。

ベルリン	19.020610%
ブランデンブルク	14.326911%
メックレンブルク・フォアポームルン	10.536374%
ザクセン	26.075481%
ザクセン・アンハルト	15.733214%
チューリンゲン	14.307410%

- (4) 「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」として、以下の 5 州に、以下の金額を交付する。2013 年以降、連邦と州は共同で 3 年ごとに交付額の見直しを行う。

2005 年～2011 年

ブランデンブルク	190,000,000 Euro
メックレンブルク・フォアポーマルン	128,000,000 Euro
ザクセン	319,000,000 Euro
ザクセン・アンハルト	187,000,000 Euro
チューリンゲン	176,000,000 Euro

2012 年以降

ブランデンブルク	153,330,000 Euro
メックレンブルク・フォアポーマルン	103,296,000 Euro
ザクセン	257,433,000 Euro
ザクセン・アンハルト	150,909,000 Euro
チューリンゲン	142,032,000 Euro

2012 年と 2013 年については、交付額を以下の金額だけ減じる。

ブランデンブルク	18,335,000 Euro
メックレンブルク・フォアポーマルン	12,352,000 Euro
ザクセン	30,783,500 Euro
ザクセン・アンハルト	18,045,500 Euro
チューリンゲン	16,984,000 Euro

- (5) 「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」として、以下の 10 州に、以下の金額を交付する。2008 年以降、連邦と州は共同で 5 年ごとに交付額の見直しを行う。

ベルリン	43,460,000 Euro	旧東西独・都市州
ブランデンブルク	55,220,000 Euro	旧東独
メックレンブルク・フォアポーマルン	61,355,000 Euro	旧東独
ザクセン	25,565,000 Euro	旧東独
ザクセン・アンハルト	52,663,000 Euro	旧東独
チューリンゲン	55,731,000 Euro	旧東独
ブレーメン	60,332,000 Euro	旧西独・都市州
ラインラント・プファルツ	46,016,000 Euro	旧西独
ザールラント	63,400,000 Euro	旧西独
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	53,174,000 Euro	旧西独

スウェーデンの財政調整制度

横浜国立大学経済学部
伊集守直

スウェーデンの地方政府

- 単一制国家(人口9,573,466人 2013.3.31時点)
- 地方政府は二層制

基礎自治体(コミューン)290団体

ストックホルム86万人

5000人未満14団体、10万人以上13団体

中央値15,243人

広域自治体(ランスティング)20団体

ストックホルム209.1万人、イエムトランド12.6万人



- 国の地方行政機関(レーン)21地域
- 現在、ランスティングのうち3団体、コミューンのうち1団体がレギオン(リージョン)と呼称(レーンから地域政策等に関わる権限を移譲)。

政府間事務配分

図表 スウェーデンの政府間事務配分

国	ランスタイング	コミューン
立法	医療、保健	福祉サービス
国家行政	歯科医療	教育
徴税	地域交通	建築
外交	地域発展	環境保護
EU問題	文化	清掃事業
移民、難民	教育	ごみ処理
防衛	観光	上下水道
警察、司法	所有企業	救急サービス
経済的保障		民間防衛
高等教育、研究		図書館
文化		住宅
労働市場		地域交通
経済政策		文化余暇活動
農林業		技術的サービス
国有企業		所有企業

〔出所〕SCB(2007:31)より作成。

地方政府の歳出構造(分離型事務配分)

図表 地方政府の歳出構成(2009年)

コミューン			ランステイング		
	金額	構成比(%)		金額	構成比(%)
政治活動	5,579	1.1	プライマリーケア	33,431	15.5
インフラ・環境など	35,043	7.2	専門医療	103,685	48.1
文化活動	10,660	2.2	精神医療	17,877	8.3
余暇活動	12,331	2.5	その他の保健・医療	14,847	6.9
就学前教育	65,442	13.5	保健医療に関わる政治活動	1,219	0.6
基礎・中等・成人教育	135,787	27.9	医薬品	20,960	9.7
高齢者・障害者福祉	146,724	30.2	歯科医療	4,947	2.3
個人・家族ケア	32,509	6.7	地域政策	16,244	7.5
その他の社会福祉	15,262	3.1	その他	2,158	1.0
労働・住居	6,506	1.3			
交通	5,714	1.2			
エネルギー・水道・衛生	14,482	3.0			
合計	486,039	100.0	合計	215,498	100.0

(注)合計は、事業収入を除いた純歳出を示している。

(出所) Statistisk Centralbyrån(2009)より作成。

- コミューンは社会福祉、教育
- ランステイングは医療

地方政府の歳入構造

図表 地方政府の歳入構成(2007年)

コミュン

	100万SEK	割合 (%)
税収	314,941	62.2
一般交付金	55,677	11.0
経常・投資補助金	18,976	3.7
料金収入(行政活動)	14,914	2.9
料金収入(事業活動)	14,676	2.9
地代・リース料	15,144	3.0
資産売却	27,605	5.4
利子収入	9,899	2.0
その他	34,668	6.8
合計	506,550	100.0

ランステイング

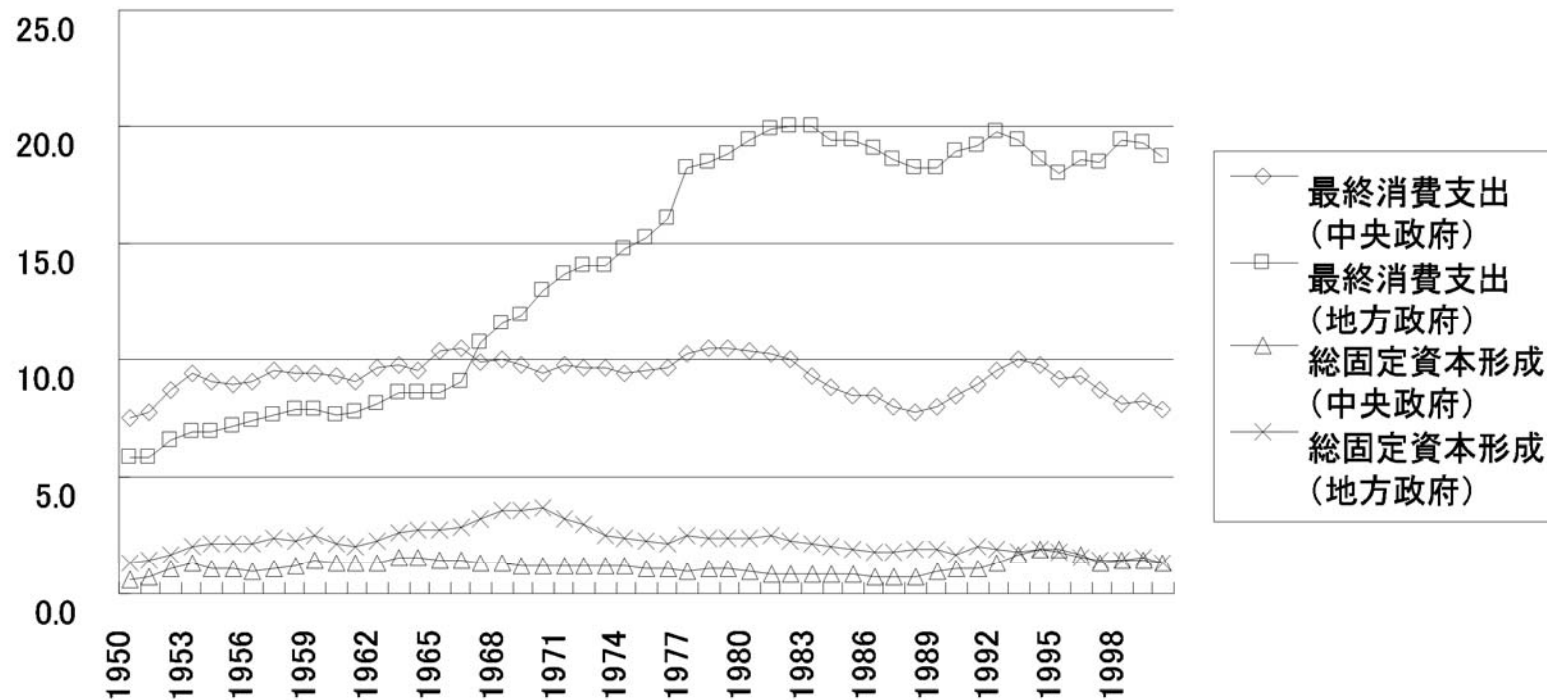
	100万SEK	割合 (%)
税収	163,751	69.5
一般交付金	37,752	16.0
活動収入	11,513	4.9
サービス収入	5,517	2.3
物品収入	1,187	0.5
料金収入	5,851	2.5
その他の補助金	6,570	2.8
うち特定補助金	4,023	1.7
その他	3,490	1.5
合計	235,631	100.0

(出所) Statistisk Centralbyrån(2009)より作成。

- 地方税収(地方所得税)が歳入の6割以上を占める。
- 地方所得税(付加税方式)について中央政府が課税ベースを決定、地方政府が税率決定権を有する。

地方政府の歴史的発展

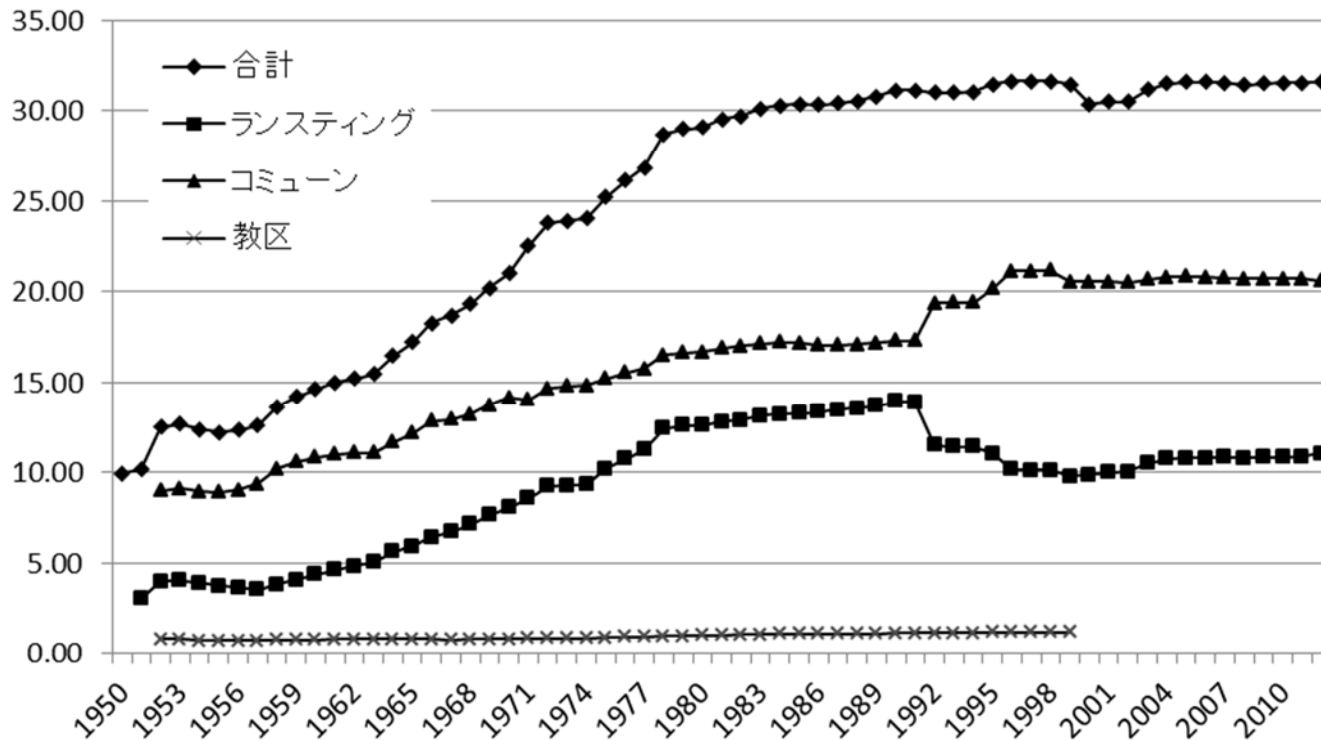
図表 一般政府支出(対GDP比、%)



(出所) Statistiska Årsbok より作成。

- 1960年後半から80年代初頭にかけて地方政府が財政規模を急速に拡大。

図表 平均地方所得税率の推移(%)



(注) 2000年以降、教区は自治体から外れ、それまで地方所得税として徴収されてきた教区税は料金と定義されることとなった。

(出所) SCB資料より作成。

- 財政規模の拡大に合わせた、コミューンとランステイングでの税率の引き上げ。
- 1990年代には、ランステイングからコミューンへの事務移譲に合わせて、税収を移譲(高齢者医療(プライマリケア)と介護の統合、障害者医療)。

コミュニティ合併

- 戦前から見られた産業構造の変化にともなう都市部への人口流入と、コミュニティにおける財政需要の拡大。
- 第1次合併(1952年)
適正規模3000人、最低規模2000人を目標。
2490団体(1951年)→1037団体(1952年)
- 第2次合併(1962年～74年)
適正規模8000人を目標。
1969年に、1974年1月1日までに合併を完了することを国会で議決。強制合併を実施。278団体(1974年)
- 合併による課税ベースの拡大による財政力の強化。結果として、主要事務におけるコミュニティ間協力の減少。

財政調整制度の導入と変遷

財政調整制度改革の概要

実施年	改革内容
1966年	すべての地方政府部門に対する税平衡交付金制度の導入。 課税力不足に対する交付金、高税率コミューンに対する交付金、特別税平衡交付金の3要素。 3つに区分された課税力それぞれに対して最低保障レベルを設定。
1974年	高税率コミューンに対する税平衡交付金の廃止。 課税力区分が6区分(コミューン)、5区分(ランステイング)に増加。
1980年	課税力区分が12区分に増加し、103～136%までの基礎保障の割り当て。 年齢構造にもとづく基礎保障の修正。 人口減少に対する追加措置。
1986年	税平衡負担金制度(一般税平衡負担金、特別税平衡負担金)の導入。 特別税平衡負担金は課税力の高いコミューンが累進的に負担。
1989年	課税力区分が25区分に増加し、100～157%までの基礎保障の割り当て。
1993年	コミューンにおける税平衡交付金制度の廃止および国庫平衡交付金制度の導入。 新制度は、収入の平準化、構造的差異の平準化、人口減少に対する追加措置の3要素。 特定補助金の大幅な一般財源化。
1996年	平衡交付金制度における水平的財政調整の導入。 住民1人あたり定額の包括交付金の導入。
2005年	収入平準化と包括交付金の統合、構造交付金、調整交付金・納付金の導入。

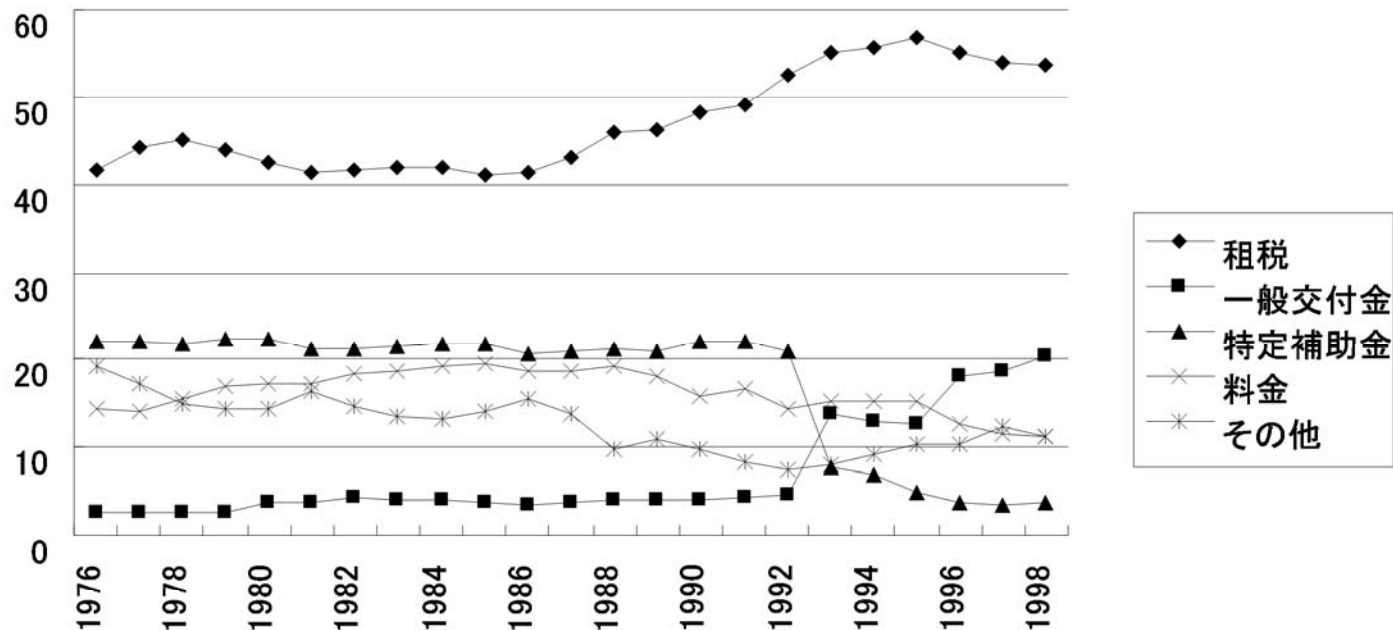
(出所) SOU1991, SCB2001, Finansdepartmentet2008より筆者作成。

地方分権改革との関連

- 1982年に社民党が政権に復帰。
- 経済成長の鈍化と財政赤字の拡大。
- 地方所得税率の引き上げ、特定補助金を通じた国から地方への財政移転の余地が限られている。
- 一方で、高齢化や女性の労働市場への参加を踏まえ、医療・介護、育児における財政需要の拡大への対応が必要。
⇒ 地方政府消費支出の年間増加率を2%に抑えることを目標。
- フリーコミュニケーションの実験(1984~91年)
 地方政府における行政組織運営の弾力化
 補助金の使途に関する裁量性の増大
⇒ 1991年地方自治法改正、93年財政調整制度改革

1993年改正：特定補助金の一般財源化

図表 コミューンの歳入構成(%)



(注)一般交付金は、税平衡交付金(1992年以前)、国庫平衡交付金(1993-95年)、包括交付金(1996年以後)となっている。

(出所)Statistiska Årsbok より作成。

- 1990年代初頭までは特定補助金の割合が高い。
- 1990年代の制度改革を経て一般補助金と特定補助金の割合が逆転。

1993年改正：調整方法の変化

1993年改革による制度変化

1993年以前の制度	1993年改革
<p>税平衡交付金制度</p> <p>①一般税平衡交付金(収入・費用の平準化) 25の課税力区分 平均課税力の100~157%の基礎保障 年齢構造・人口減少要素の加味</p> <p>②特別税平衡交付金 課税力とは無関係に、経済的援助、過疎地の集団輸送、山間地域への補助、自然災害に対する予防的政策などの目的から交付。</p> <p>③一般税平衡負担金 平均課税力の上昇にともない増加する一般税平衡交付金の費用を各地方政府が1人あたり課税所得に応じて比例的に負担。</p> <p>④特別税平衡負担金 コミューン間の税率の格差を平準化する目的で平均課税力を超えるコミューンが累進的に負担。</p>	<p>国庫平衡交付金制度</p> <p>①収入の平準化 課税力区分を廃止し、全国で統一された一般保障レベルを毎年議会で決定。 (93年は、全国平均の125%)</p> <p>②費用の平準化 年齢構造、社会構造、人口密度、気候により構造費指数を決定。</p> <p>③人口減少要素 5年間で2%以上の人口減少があったコミューンに対して交付金を追加。</p> <p>特定補助金の一般財源化</p> <p>交付金総額の追加的削減</p>

(出所)SOU[1991]およびSCB[2001]より筆者作成。

- 課税力調整から課税力・財政需要の調整へ

1996年改正：水平的財政調整制度の導入

- 1986年改正：(一般・特別)税平衡負担金を導入。
⇒中央政府の財政難を背景に地方税率の上昇にともなう交付金総額の増加分を賄うことを意図。
- 1993年改正：費用平準化について水平的要素を加味。
- 1996年改正：収入・費用平準化について水平的調整を導入。
収入・費用の平準化において全国平均(保障レベル100%)で水平的調整。
住民1人あたり定額の包括交付金(垂直的調整)
- 法制局から地方政府の課税権侵害との批判。
- 2010年憲法改正 第14章5条 水平的財政調整規定
「同等の経済的条件を達成することが求められる時に、地方政府は法律に基づき他の地方政府の任務のための費用を拠出することを命じられる。」⇒憲法上、水平的調整が可能であることを明記。

現行の財政調整制度(2005年改正)

- ① 収入平準化(Inkomstutjämning): 課税力調整
- ② 費用平準化(Kostnadsutjämning): 財政需要調整
- ③ 構造交付金(Strukturbidrag)
- ④ 過渡的交付金(Införandebidrag): 2010年度で終了
- ⑤ 調整交付金・納付金(Regleringsbidrag/avgift)
 - ・ コミューンでは500億クローナ程度、ランスティングでは200億クローナ程度の規模。

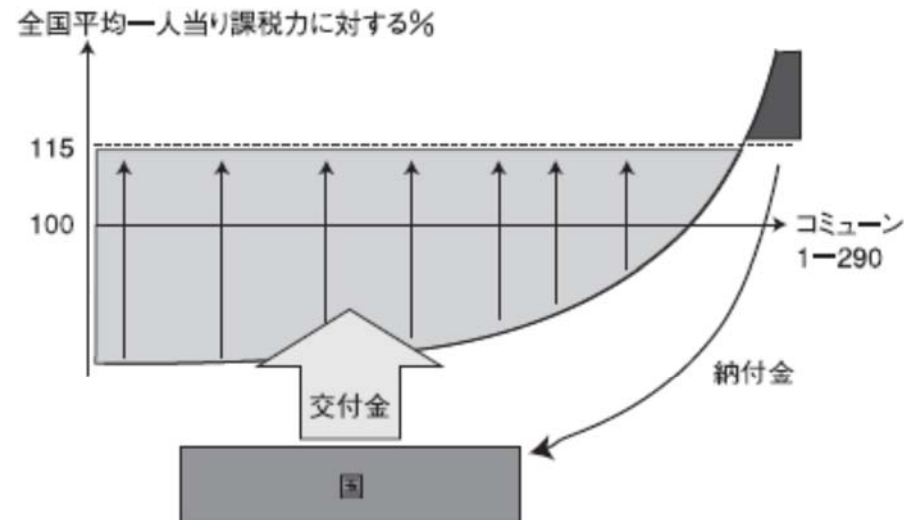
このほか、

- ・ LSS費用(LSS法<一定の機能的な障害を有する人々の援助とサービスに関する法律>に関する費用)については個別の枠組みで平準化を行う。2004年導入、20億クローナ程度の規模。
- ・ ランスティングに対する医薬品給付特別補助金(1998年~)。200億クローナ程度の規模。政府統計上は一般交付金に分類されている。

①収入平準化(課税力調整)

- コミューン・ランディングにおいて課税力(住民1人あたり課税標準)の全国平均の115%を保障。
- 保障課税力を上回る課税力をもつkommun・ランディングは国に納付金を納める。
- 2005年度改正により、収入平準化の財源は主に国庫によることになったが、従来の制度と比較して平準化の性質は大きくは変わらない。
 - 1996年改正: 保障水準100%で水平調整+1人あたり定額包括交付金(垂直)
 - 2005年改正: 保障水準115%で水平+垂直調整
- 2005年改正では保障レベルを法定化(ただし、調整交付・納付金で調整)

収入平準化のイメージ図



(出典) 星野 2006 より引用。

収入平準化の計算方法

例: Svedala kommun 2008

A	2008年の調整済み課税標準(SEK): 2006年所得に対する調整	3,299,754,888
B	人口、2007年11月1日時点	19,104
C	住民1人あたり調整済み課税標準(SEK) A/B	172,726
D	調整済み全国平均1人あたり課税標準(SEK)	175,415
E	当該コミュニティの課税力(%) C/D	98.5
F	保障課税力(%)	115
G	当該コミュニティの保障課税標準(SEK) B × D × F	3,853,797,384
H	保障ベース額(SEK) G - A	554,042,496
I	レーンごとの税率(=全国平均税率 × 0.95 + 0.09%*)	19.70
J	当該コミュニティの住民1人あたり交付額(SEK) H × I ÷ B ÷ 100	5,713
K	当該コミュニティに対する交付額	109,141,152

*スヴェダラ・コミュニティが属するスコーネ・レーンの税率上昇率を加味。Iの算出において、交付団体では95%、納付団体では85%を算入。

- レーンごとの税率 = 全国平均税率(2003年値で固定) × 0.95(or 0.85) + レーンの税率変化(〈レーンの1991~2003年の税率上昇分〉 - 〈1991~2003年の全国平均税率上昇分〉) + レーンの2004年から当該年度までの税率上昇分
- 1991年以降の事務移譲におけるレーンごとの違いを反映させる。

②費用平準化(財政需要調整)

- 地方団体間の構造的費用の平準化を目的とする(構造的＝各団体が影響を与えることができない)。
- 需要と費用について計測可能かつ客観的な数値が算出され、「水平的に」調整される(＝平均費用に対する納付と交付)。
- コミューン9分野、ランステイング3分野が対象(共同事務として公共交通)。

費用平準化の状況、2008年
コミュニティ

	交付金額 (100万SEK)	団体数	
		交付団体	納付団体
移民子弟	466	25	265
賃金構造	685	42	248
人口変化	906	153	137
居住構造	961	77	213
公共交通	1,065	59	231
中等教育	1,959	245	45
基礎教育	3,972	205	85
就学前・学童保育	4,271	59	231
個人・家族ケア	4,292	30	260
高齢者ケア	6,503	206	84
純計	5,198	150	140

ランステイング

	交付金額 (100万SEK)	団体数	
		交付団体	納付団体
保健・医療	1,399	11	10
うち過疎地	487	13	8
人口変化	0	0	0
公共交通	1,356	1	20
賃金構造	207	3	18
純計	1,360	6	15

費用平準化に用いられる部分モデル

コミューン	
就学前教育・学童保育	年齢、親の活動率、課税力、人口密度
基礎教育	年齢、移民子弟
中等教育	年齢、プログラム選択、居住構造
高齢者ケア	年齢、性別分布、職業背景、生活状況(既婚、独居等)、非北欧出身者、過疎
個人・家族ケア	難民、非北欧・EU出身者、給付なし失業者、シングルマザー、低所得者、居住密度
移民子弟	国外背景をもつ0-19歳の子供
人口変化	過去10年における2%以上の人口減少、児童数の増減、人口増に伴う 税収確保の遅延に対する補償
居住構造	暖房、道路・街路、住宅費用、過疎にともなう追加的費用
賃金構造	近隣団体における平均賃金、1世帯住居の平均価格、活動率
ランスタイピング	
保健・医療	サービス需要団体、性別、年齢、生活状況、雇用状況、住宅類型、賃 金構造、過疎
人口変化	人口増に伴う税収確保の遅延に対する補償
賃金構造	レーンにおける民間部門賃金、医師給与
共同事務	
公共交通	人口密度、通勤状況、都市化状況

- ランスタイピングについて人口変化モデルを追加(2006年)
- コミューン・ランスタイピングにおいて賃金構造モデルを追加(2008年)
 ⇒都市部(とくにストックホルム地域)における高コスト構造に対応。

③構造交付金

- 2005年改正以前に費用平準化に含まれていた地域政策的要素が分離され、構造交付金として独立。
- 人口の少ない団体、労働市場問題を抱える団体を支援する目的。
- 2005年改正における設定水準を超えて収入が減少する団体に交付(コミューンでは交付金の減少が当該団体の課税標準の0.56%を超える団体、ランスティングでは0.28%を超える団体)。
- 平均的な課税力をもつ団体においては、住民1人あたり850SEK(コミューン)、425SEK(ランスティング)が交付される。

④過渡的交付金:2010年度で終了。

- 2005年改正に伴い交付金額が減少する団体に対して、2005年から2010年にかけて激変緩和措置がとられた。
- 年間の収入減が課税標準の0.08%(コミューン)、0.04%(ランスティング)を超える場合に交付される。

⑤調整交付金・納付金

- 収入平準化、費用平準化、構造交付金、(過渡的交付金)の交付金所用額と中央政府の一般会計予算における一般交付金額とを比較し、前者が多い場合には調整納付金が課され、後者が多い場合には調整交付金が交付される(いずれも住民1人あたり定額)。

交付金額の推移

コミュニケーション (100万SEK)

年度	収入平準化			費用平準化			包括交付金	構造交付金	過渡的交付金(*)	調整交付金・納付金	交付金総額
	交付金	納付金	差額	交付金	納付金	差額					
1998	8,325	-8,161	164	5,043	-5,031	11	57,506		-8		57,673
1999	8,808	-8,564	244	5,176	-5,158	17	59,971		-15		60,217
2000	9,700	-9,421	279	4,766	-4,787	-22	59,160		19		59,436
2001	10,687	-10,330	356	4,901	-4,938	-37	58,852		-4		59,167
2002	12,442	-11,929	512	5,064	-5,112	-47	58,549		-79		58,936
2003	14,083	-13,448	635	5,195	-5,243	-47	35,087		-136		35,538
2004	13,807	-13,239	568	5,250	-5,298	-48	34,042		-89		34,473
2005	45,008	-3,414	41,595	4,620	-4,650	-31		1,539	1,522	-2,000	42,626
2006	46,212	-3,229	42,983	4,703	-4,732	-29		1,533	838	-160	45,165
2007	48,139	-3,289	44,851	4,855	-4,862	-7		1,533	462	8,317	55,157
2008	51,962	-3,654	48,308	5,198	-5,208	-10		1,528	308	-4,199	45,935
2009	54,331	-4,050	50,281	5,551	-5,564	-13		1,525	192	-4,528	47,456
2010	52,817	-3,912	48,905	5,701	-5,697	4		1,523	90	2,394	52,916
2011	54,075	-3,898	50,177	6,070	-6,058	12		1,521	-	9,630	61,339
2012	56,364	-4,245	52,119	6,492	-6,468	24		1,519	-	4,662	58,324

ランステイング

年度	収入平準化			費用平準化			包括交付金	構造交付金	過渡的交付金(*)	調整交付金・納付金	交付金総額
	交付金	納付金	差額	交付金	納付金	差額					
1997	3,120	-3,254	-134	4,891	-4,858	33	14,934		-31		14,802
1998	3,233	-3,397	-164	4,701	-4,676	24	17,399		-27		17,233
1999	3,233	-3,477	-244	3,337	-3,325	12	18,705		-12		18,461
2000	3,566	-3,843	-277	1,139	-1,144	-6	18,868		2		18,587
2001	4,010	-4,330	-320	1,264	-1,276	-12	19,253		15		18,936
2002	4,781	-5,175	-395	1,472	-1,488	-16	17,745		25		17,361
2003	5,465	-5,921	-456	1,550	-1,556	-6	8,036		14		7,588
2004	5,253	-5,687	-433	1,520	-1,530	-10	7,484		11		7,052
2005	14,933	-2,151	12,782	1,207	-1,208	-1		658	624	-1,486	12,576
2006	15,233	-1,997	13,235	1,091	-1,096	-4		657	348	-1,272	12,964
2007	15,780	-1,952	13,828	1,164	-1,165	-1		658	235	937	15,656
2008	16,947	-2,090	14,857	1,360	-1,354	6		657	174	869	16,563
2009	17,677	-2,209	15,468	1,414	-1,412	1		656	113	1,077	17,316
2010	17,187	-2,134	15,053	1,550	-1,540	10		657	53	4,060	19,833
2011	17,557	-2,114	15,443	1,609	-1,610	-1		657	-	7,565	23,664
2012	25,218	-388	24,830	1,563	-1,556	7		657	-	-1,843	23,651

(*)1998年から2004年において過渡的調整項目を示している。

(資料)SCB資料より作成。